

平戸市監査公表第 18 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 8 年 8 月 28 日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



令和 8 年度行政監査（準公金等の管理）の結果について

第 1 監査のテーマ

準公金等の管理について

準公金とは、「①公金以外の現金等であって、本市が補助金、負担金その他の名目により現金を交付している団体の所有に属し、かつ、業務上の必要性から本市職員が管理しているものをいう。」と平戸市準公金等取扱事務処理要領（平成 24 年平戸市訓令第 4 号。以下、「事務処理要領」という。）に定義されている。

また、「②公金及び準公金以外の現金（会費等）であっても、業務上の必要性から本市職員が管理しているものについては、準公金の取扱いと同様に、適正な管理を行わなければならない。」と事務処理要領に規定されている（以下、②を「準公金以外」、①と②を「準公金等」という）。

第 2 監査の目的

職務上の関連性や事業を円滑かつ効率的に行うため、準公金等団体の会計事務を市職員が担当している。本来の業務に加え、その団体の会計事務を行うことに伴う、紛失や盗難等の事故あるいは不祥事リスクに備えるため、その取扱いについては、事務処理要領に基づき執行することとしている。

このことから、準公金等の管理状況を監査し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として、本監査を実施した。

なお、前回は令和 3 年度に同様の監査を実施し、令和 4 年 6 月に監査公表を行っている。

第 3 監査の対象及び範囲

令和 8 年 4 月 1 日現在で準公金等を取り扱う所管課

第 4 監査実施の期間

令和 8 年 4 月 28 日から 8 月 14 日まで

第 5 監査の方法

準公金等の管理については、定期監査の際に、不備等があればその都度、指導事項や意見を添えて公表している。

今回は全庁的な現状把握の観点から、全部署に対し準公金等の取り扱い状況を照会し、準公金等を管理している所管課に対し、関係書類の提出を求め、必要に応じて担当者から、管理等の状況を聴き取るなど、事務処理要領をはじめとした法令等に基づく管理・執行が行われているかを基本に監査を実施した。

なお、以下に示す監査結果において、金額は千円単位で表示し、単位未満を四捨五入している。また、比率は、小数点以下第1位を四捨五入している。そのため、総数の内訳と合計が一致しない場合がある。

第6 監査の着眼点

1 市が準公金等団体の事務を執行する根拠について

- (1) 事務に従事する根拠が規約等で定められているか。
- (2) 市が事務局を担う必要があるか。

2 会計事務における管理・執行体制について

- (1) 会計事務に関する規則等は整備されているか。
- (2) 経理責任者及び事務取扱者は選任されているか。
- (3) 事故防止対策等はされているか。

3 現金預金等について

- (1) 現金は、金融機関に預金されているか。
- (2) 現金預金は、適正に管理・保管されているか。
- (3) 金券類（切手等）は、適正に管理・保管されているか。

4 諸帳簿の整備について

- (1) 現金預金に関し、収入伺・支出伺が整備されているか。
- (2) 収入支出経理簿等が整備されているか。
- (3) 予算書、決算書及び監査報告書等は整備されているか。

5 予算、決算の承認及び監査について

- (1) 予算及び決算は、当該団体の意思決定機関の承認を受けているか。
- (2) 決算に関する監査を受けているか。

第7 監査の結果

1 監査の概要

(1) 準公金等の所管課及び団体数

準公金等を取り扱う所管課の状況は、表1のとおりで、18課で70団体の会計事務を管理しており、前回の監査時点より3団体減少している。70団体の内訳は、準公金が47団体で、準公金以外が23団体であった。

表1 準公金等の所管課及び団体数

課名等	団体数			団体数 (R4. 4. 1) B	増減 A－B
	(R8. 4. 1) A	準公金	準公金以外		
総務課	6	3	3	5	1
〃 (中部出張所)	7	1	6	8	△1
〃 (南部出張所)	1	0	1	1	0
人事課	1	1	0	0	1
市民課	2	2	0	2	0
福祉課	2	2	0	2	0
農業振興課	7	3	4	6	1
農林整備課	1	0	1	2	△1
水産課	1	1	0	3	△2
商工物産課	3	3	0	1	2
観光課	3	2	1	2	1
文化交流課	1	1	0	2	△1
建設課	1	1	0	1	0
学校教育課	1	1	0	1	0
生涯学習課	3	3	0	2	1
〃 (北部公民館)	4	3	1	3	1
〃 (中部公民館)	2	2	0	2	0
〃 (南部公民館)	4	2	2	4	0
〃 (生月町中央公民館)	3	3	0	3	0
〃 (田平町中央公民館)	3	3	0	6	△3
〃 (大島村公民館)	4	4	0	4	0
消防本部 総務課	1	1	0	1	0
消防本部 予防課	2	1	1	2	0
生月支所 地域振興課	3	2	1	4	△1
田平支所 地域振興課	2	1	1	4	△2
大島支所 地域振興課	2	1	1	2	0
計	70	47	23	73	△3

(2) 令和7年度決算における収入の状況

令和7年度決算における収入決算額の区分ごとの状況は、表2のとおりで、全団体の収入決算総額は347,539千円、そのうち、準公金は92,884千円、準公金以外は254,655千円であった。

表2 準公金等団体の収入決算額の状況

(単位：千円)

収入決算額の区分	全団体		準公金		準公金以外	
	団体数	決算額	団体数	決算額	団体数	決算額
	①	②	③	④	⑤	⑥
50万円未満	34	10,092	22	6,627	12	3,465
50 ～ 100万円未満	14	9,887	7	5,231	7	4,657
100 ～ 200万円未満	9	12,982	8	11,587	1	1,394
200 ～ 500万円未満	5	14,225	4	11,310	1	2,915
500 ～ 1,000万円未満	4	27,951	3	20,916	1	7,034
1,000万円以上	4	272,402	3	37,212	1	235,189
計	70	347,539	47	92,884	23	254,655

(3) 市が準公金等団体の事務を取り扱う理由

市が、団体の事務を取り扱う主な理由としては、市の施策を推進する中で、関係団体や会員間との連絡調整を行うのに効率的であることなどから、事務局を受け持っている状況が見られた。また、事務局の設置に関しては、全団体（70団体）のうち68団体において会則等に規定されていた。

(4) 会計規則の整備（事務処理要領第4条第2項）

事務処理要領において、「準公金等を管理するにあたっては、団体に対し会計規則を定めるよう指導する」旨が規定されている。

会計規則の整備状況は表3のとおりで、全団体のうち53団体（76%）において整備されており、前回監査の整備率から17ポイント上昇していた。

表3 会計規則の整備状況

(単位：団体、%)

区 分		8年度		3年度		増 減	
			構成比		構成比		構成比
会計規則	有	53	76	43	59	10	17
	無	17	24	30	41	△13	△17
	計	70	100	73	100	△3	—

(5) 団体の経理責任者（事務処理要領第5条第2項）

事務処理要領において、経理責任者の事務として、「団体の予算・決算」、「準公金等の出納の決定」、「準公金等の管理状況の確認」、「事務取扱者の監督」及び「準公金の取扱いに係る事故防止」にすることが規定されている。

また、事務処理要領では、「経理責任者は所管課等の長が兼ねる」と規定されており、表4のとおり、全団体のうち所管課等の長が経理責任者に就いているのは68団体であったが、残る2団体は担当班長となっていた。

表4 経理責任者の状況 (単位：団体)

区 分		8年度			3年度		
			準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
市 職 員	部長（支所長を含む）	3	1	2	2	1	1
	課長	37	28	9	39	28	11
	館長、出張所長	28	18	10	31	21	10
	班長	2	0	2	0	0	0
当該団体の長		0	0	0	1	1	0
計		70	47	23	73	51	22

(6) 団体の事務取扱者（事務処理要領第5条第3項）

事務処理要領において、事務取扱者の事務として、「準公金等の出納」、「準公金等の管理」及び「準公金等の管理及び出納状況の経理責任者への報告」にすることが規定されている。

団体の事務取扱者（経理責任者が指名）の状況は、表5のとおりである。しかしながら、全団体のうち10団体（館長、出張所長）において、経理責任者が事務取扱者を兼ねている状況であった。

表5 事務取扱者の状況 (単位：団体)

区 分		8年度			3年度		
			準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
館長、出張所長		10	3	7	9	2	7
参事、班長、係長		25	18	7	31	27	4
上記以外の職員		35	26	9	33	22	11
計		70	47	23	73	51	22

(7) 預金通帳等の管理（事務処理要領第7条第1項第1号及び第3号）

事務処理要領において、「現金は経理責任者の指定した金融機関に預金することを基本

としており、預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行登録印は経理責任者が別に保管するなど事故防止に努める」と規定されている。

預金口座の開設状況について、前回監査では、全団体（73 団体）のうち 1 団体において口座を開設することなく、現金で管理が行われていたが、今回の監査では、全団体において口座が開設されていた。

また、各団体の預金通帳と銀行登録印の保管方法は、預金通帳については、全団体において鍵付きの金庫等で保管されていたが、登録印については、1 団体において鍵のかからない場所で保管されていた。なお、表 6 のとおり、11 団体においては、預金通帳と登録印が同じ場所で保管されていた。

表 6 通帳と登録印の管理状況 (単位：団体)

区 分		8 年度			3 年度		
			準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
通帳と登録印を	別々に保管	59	37	22	47	35	12
	一緒に保管	11	10	1	25	15	10
	計	70	47	23	72	50	22

※前回監査では、1 団体が現金預金口座を開設していなかったため、72 団体を対象としている。

(8) 金券類の管理（事務処理要領第 7 条第 1 項第 5 号）

事務処理要領において、「金券類（郵便切手等）は、事故防止のため、必要最小限の購入にとどめ、金券類を保管する必要がある場合は、所定の金庫又は施錠が可能な机に保管する」と規定されている。

金券類の保有状況は、表 7 のとおりで、全団体のうち 15 団体が金券を保有しており、全ての団体において鍵のかかる金庫等で保管されていた。

表 7 金券類の保有状況 (単位：団体)

区 分		8 年度			3 年度		
			準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
金券類	有	15	11	4	16	11	5
	無	55	36	19	57	40	17
	計	70	47	23	73	51	22

(9) 収入伺・支出伺伝票の作成状況（事務処理要領第 6 条第 1 項第 1 号）

事務処理要領において、「現金等を受払する場合は、あらかじめ収入伺、支出伺等により経理責任者の決裁を受ける」と規定されている。前回監査における伝票の作成率は 86%（73 団体中 63 団体）であったが、今回の監査では、全ての団体において収入伺・支出伺による処理が行われていた。

(10) 収入支出経理簿の作成状況（事務処理要領第7条第2項）

事務処理要領において、「準公金等の管理及び出納の状況を明らかにするため、収入支出経理簿を整備し、常に整理する」と規定されている。

収入支出経理簿については、前回監査においては、2団体が作成していない状況であったが、今回の監査では、全ての団体において作成されていた。

(11) 予算及び決算の承認（事務処理要領第8条第2項及び第4項）

事務処理要領において、「経理責任者は会計年度毎に予算を編成し、又は予算の補正を行う場合は、団体の理事会などの意思決定機関の承認を受ける。また、会計年度終了後速やかに収支決算書を作成し、団体の監査役員による監査を経て、遅滞なく理事会等に提出し、その承認を受ける」と規定されている。

総会等における予算・決算の承認状況は、表8のとおりで、予算と決算どちらも承認を受けている団体は、全団体のうち68団体であった。なお、「未実施」の2団体については、組織体制や規則等が十分に整備されておらず、予算及び決算を審議・承認する機関や手続が明確に定められていないため、いずれも予算及び決算の承認を受けることができない状況であった。

表8 総会等における予算・決算の承認状況

(単位：団体)

区 分		8年度			3年度		
			準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
総会等における 予算・決算 の承認状況	実 施	68	46	22	71	51	20
	未実施	2	1	1	2	0	2
	計	70	47	23	73	51	22

(12) 決算にかかる監査（事務処理要領第8条第4項）

前述のとおり、事務処理要領において、「会計年度終了後速やかに収支決算書を作成し、団体の監査役員による監査を経なければならない」と規定されている。

令和7年度決算における監査の実施状況は、表9のとおりで、監事を選任し、監査を受けている団体は、全団体のうち68団体であった。なお、残る2団体については、組織体制や規則等が十分に整備されておらず、監事が選任されていないため、決算に係る監査が実施されていない状況であった。

表9 決算にかかる監査の状況

(単位：団体)

区 分		8年度			3年度		
			準公金	準公金以外		準公金	準公金以外
監査の実施	有	68	46	22	68	48	20
	無	2	1	1	5	3	2
	計	70	47	23	73	51	22

2 着眼点に係る考察（意見）

準公金等については、前回（令和3年度）の監査から3年以上が経過しているが、今回の監査において、改善された項目がみられる一方で、次のような検討、改善を要する事例が見受けられたので、事務処理要領等を遵守の上、適正な事務執行に努めていただきたい。

（1）市が準公金等団体の事務を執行する根拠について

古くは昭和の時代から長期にわたり、市が会計事務を担っている団体がある。また、一人の職員で7つの事務局を担当している部署がある一方で、まったく準公金等を取り扱っていない部署もある。さらに、令和7年度における収入の決算規模が1,000万円以上の団体が4団体あるなど、当該事務局業務における従事時間数が多く、予算規模が大きい団体においては、現金預金等の取扱いにかかるリスクも増大するものと考えられる。

前回監査と比較して、解散や市から別団体への事務移管などにより、準公金等団体総数は減少した一方で、職務上の関連性から、新たに事務局を市が担うこととなった団体もある。

これらを踏まえ、引き続き、市が事務局を担う必要性について当該団体の事業内容も含め更なる検証を行い、その検証結果に基づき、対応策を講じていただきたい。

（2）会計事務における管理・執行体制について

ア 会計事務に関する規則等は整備されているか。

会則は、団体における運営や活動を行うために定められた基本ルールであるが、全団体（70団体）のうち2団体が未整備となっていた。また、整備はされているものの、「役員（監事）」や「審議事項（予算・決算に関すること）」、「会計年度」などの会計事務に関連する規定のないものが見受けられた。

また、会計規則は、団体の出納や現金預金の保管について取り決めるものであるが、本市では、平成24年に「平戸市準公金等取扱事務処理要領」を制定し、見本となるモデル経理規程が示されている。

今回の監査においては、全団体（70団体）のうち53団体において会計規則が整備（整備率76%）されており、前回監査における整備率（59%）から17ポイント改善し

ていた。

一方で、会則の制定より後に、モデル経理規程を参考とし、会計規則を整備した団体もあることから、予算・決算を審議する会議の名称が、会則と会計規則において異なっているなど、整合性のないものが見受けられた。

これらを踏まえ、会則及び会計規則がない団体（所管課）にあつては、他団体の会則やモデル経理規程を参考とし、早急に規則等を設けるとともに、既に整備済みの団体にあつては、内容の見直しを行い、会則と会計規則の整合性がとれた内容となるよう整備していただきたい。

イ 経理責任者及び事務取扱者は選任されているか。

経理責任者及び事務取扱者については、すべての団体において選任されているものの、前述したとおり、選任の根拠となる会計規則の未整備団体があることから、まずは、会計規則を設け、その中で位置付けを明確にされたい。

また、事務取扱者については、事務処理要領で「経理責任者が指名する」と規定されているが、職員の配置状況により、経理責任者が事務取扱者を兼ね、伝票の起票者と決裁者が同一となっている部署が存在していることから、会計事務における事故の防止につなげるためにも、起票から現金の出納まで複数の職員による確認を行うことなどを検討されたい。

ウ 事故防止対策等はされているか。

経理責任者の事務の中に事故防止に向けた対策の項目があり、事故防止対策としては、事務処理要領において、「定期的な担当者の変更」や「業務研修の実施」などが挙げられている。

このほか、毎月定例日を定め、担当者が収入支出経理簿と通帳写しを照合後、別の職員が出納状況を確認し、その結果を事務局内で回覧する方法や、収入・支出伺の際に通帳等の原本を別の職員が確認する方法などが考えられる。

これらを踏まえ、「定期的」に「複数の目」で「様々な手法・角度」から、事故防止対策を講じる必要があり、所管課においては、最も適切な方策を選定し、実行していただきたい。

(3) 現金預金等について

ア 現金は、金融機関に預金されているか。

事務処理要領において、現金は経理責任者の指定した金融機関に預金することを基本としており、今回監査を行った全ての団体において金融機関における口座開設がなされていた。

しかしながら、今回の監査において、収納した会費や、支払いのために預金口座から

払い出した現金が、長期間、金庫にて保管されている状況が見受けられたことから、私的流用や盗難、紛失を防ぐため、速やかな預金口座への預け入れや、収入支出経理簿により現状を確認するなど、厳正な管理に努めていただきたい。

イ 現金預金は、適正に管理・保管されているか。

事務処理要領において、「預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行登録印は経理責任者が別に保管するなど事故防止に努める」と規定されている。預金通帳等の管理については、ほとんどの団体が、鍵のかかる金庫等で保管されている状況であったが、11 団体において、預金通帳と銀行登録印を同じ場所に保管していた。

各団体（所管課）における職員の配置や施設・設備状況にもよると思われるが、預金通帳と銀行登録印は、別の職員で管理するなど、相互牽制が機能する管理体制を構築していただきたい。

ウ 金券類（切手等）は、適正に管理・保管されているか。

事務処理要領において、「担当課で金券類を保管する必要がある場合は、事故防止のため、必要最小限の購入にとどめ、所定の金庫又は施錠が可能な机に保管するなど、保管の適正化を図る」と規定されている。

全団体（70 団体）のうち金券類を管理している団体は 15 団体で、すべての団体において、鍵のかかる金庫等で保管されており、引き続き適切な管理に努めていただきたい。

（４）諸帳簿の整備について

ア 現金預金に関し、収入伺・支出伺が整備されているか。

事務処理要領において定める収入伺・支出伺伝票を作成する目的は、出納事務における正確性を確保することにある。伝票については、全団体において作成されているものの、取引ごとに内容を確認したところ、「収入伺や支出伺が作成されていない」、「首標金額が訂正されている」、「科目や会計年度が誤っている」などが見受けられた。

また、事務処理要領において、「収入伺・支出伺は、証拠書類を添付して整理保管する」と規定されている。しかしながら、伝票に添付された証拠書類において、請求書にあっては、「請求日や金額の記載がない」、「首標金額が訂正されている」ものが見受けられた。また、領収書にあっては、「領収書がない」、「領収印がない」、「領収日の記載がない」ものが見受けられた。

さらに、「資金前渡した現金や立替払の精算に 1 か月以上を要している」、「請求から支払いまでに 1 か月以上を要している」、「団体の運営補助であるにも関わらず、市からの補助金の交付時期が年度末となっている」など、出納の処理時期が適切ではないものが見受けられた。

加えて、事務処理要領においては、「契約に際しては、平戸市契約規則等関連規定を参考とし、入札又は見積り合せにより競争性を確保するとともに、契約先が特定の業者に偏ることのないよう努める」と規定されている。

しかしながら、団体の会計規則において「〇万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない」等と規定されているにもかかわらず、その手続きが行われていない団体が見受けられた。

これらを踏まえ、経理責任者や事務取扱者のみならず、関係職員にあっても、事務処理要領及び会計規則の再確認を行うなど、適正な出納事務となるよう改善されたい。

イ 収入支出経理簿等が整備されているか。

事務処理要領に定める収入支出経理簿を作成する目的は、準公金等の管理及び出納の状況を明確にすることにある。

収入支出経理簿については、全団体において作成されていたが、収入伺・支出伺はあるものの、その内容が経理簿に記載されていないものが見受けられたため、(2)ウの事故防止対策で述べたとおり、所管課においては、定期的に複数の目で確認を行うなどにより、正確な記帳となるよう改善されたい。

ウ 予算書、決算書及び監査報告書等は整備されているか。

収入伺、支出伺、収入支出経理簿、物品出納簿及び備品管理台帳については、準公金等の取扱事務を統括する総務課がモデル様式を示しているが、その他の様式は示されていない。そのため、予算書、決算書及び監査報告書については、各団体において様式が異なっており、決算書でありながら、予算額の記載がなく比較ができないものや、予算額と決算額を比較しているが、団体によって差引順序が異なっている状況にあった。

このことから、総務課にあつては、予算書、決算書及び監査報告書の様式についても、統一したものを作成し、所管課に対し周知を行うことを検討いただきたい。

また、事務処理要領において、「予算の補正を行う場合は、団体の意思決定機関の承認を受ける。予算の流用を行おうとする場合は、経理責任者は、あらかじめ書面によりその決定を行う」と規定されている。しかしながら、補正や流用を行う必要があるにもかかわらず、その手続きがなされていない団体が複数見受けられたことから、事務処理要領及び会計規則の再確認を行うなどにより、適正な事務処理となるよう改善されたい。

さらに、決算書をみると、市からの補助金や会費など主たる収入の数倍となる繰越金が生じている団体が見受けられたことから、所管課にあつては、補助金や会費などの見直しについて、各団体において協議することを検討されたい。

(5) 予算、決算の承認及び監査について

ア 予算及び決算は、当該団体の意思決定機関の承認を受けているか。

全団体(70 団体)のうち、予算及び決算のどちらも承認を受けているのは 68 団体で、残る 2 団体にあつては、組織体制や規則等が十分整備されておらず、予算及び決算について所定の承認が行われていない状況であつた。

一般的に予算及び決算は、その団体の活動の根幹であり、組織における意思決定機関で協議し、承認された後でなければ執行あるいは確定されないことから、当該 2 団体にあつては、それぞれの実情を踏まえ、意思決定の方法や手続を明確にするなど、適切な組織体制及び規則等の整備について検討されたい。

イ 決算に関する監査を受けているか。

全団体（70 団体）のうち 2 団体にあつては、組織体制や規則等が十分に整備されておらず、監事が選任されていないため、決算に係る監査が実施されていない状況であつた。

監査は、その事務の執行が効率的かつ合理的に法令や内部規程などにしたがって適正に行われているかを判断するもので、非常に重要な制度であることから、当該 2 団体にあつては、それぞれの実情を踏まえ、監査体制の整備について検討されたい。

また、監査の実施にあたつては、事務処理要領において「物品出納簿及び備品管理台帳等についても監事による監査を受ける」旨が規定されているため、該当団体にあつては、これに基づく監査を実施されたい。

3 むすび

準公金等を取り扱う団体の会計事務においては、担当職員の判断によるところが大きく、直接、市会計課の審査や複数職員からの確認などを受ける機会も少なく、内部統制がとられていないと事故等のリスクが高くなる。

そのため、それぞれの団体の所管課においては、基本的なことであるが、事務処理要領など準公金等を取り扱う上での指針となる例規等を再確認し、前述した考察（意見）の対応について十分検討の上、改善されたい。

準公金等の事務の執行においては、担当者一人に任せるのではなく、経理責任者やその他の職員が機会をとらえ、執行状況等の確認を行うなどリスクに備えた体制づくりを強化する必要がある。

また、準公金等の取扱事務を統括する総務課においては、経理事務に必要な参考様式の作成や事故防止対策等に係る事例の紹介、研修会の実施、職員からの問合せへの対応など更なる支援体制の充実を図られたい。

最後に、それぞれの団体の所管課においては、本市職員が準公金等団体の事務を取り扱うことが各事業の推進に本当に寄与しているのか、また、現状の運営方法が今後も適切であるのかについて、改めて検証する必要がある。その上で、団体個々の事情を十分に考慮しながら、市が引き続き事務局を担う必要性を検討するとともに、必要に応じて事務の見直しや団体の自主的・自立的な運営への移行を促していただきたい。

準公金の現金を管理している団体一覧

担当部署		団体名称
1	総務課	平戸市自治連合協議会
2		平戸市交通安全母の会
3		平戸地区連合防犯協会
4	中部出張所	平戸市防犯組合紐差支部
5	人事課	平戸市職員福利厚生会
6	市民課	平戸地区保健環境連合会
7		平戸をきれいにする会
8	福祉課	平戸市戦没者慰霊奉賛会
9		平戸市福祉健康まつり実行委員会
10	農業振興課	平戸市地域農業再生協議会
11		平戸市担い手育成総合支援協議会
12		平戸市鳥獣被害防止対策協議会
13	水産課	平戸市漁協青年部連合会
14	商工物産課	平戸市地域商社協議会
15		平戸市あごブランド推進協議会
16		アルベルゴ・ディフーズタウンおもてなし推進協議会
17	観光課	Kidsジョブチャレンジ2019in平戸実行委員会
18		平戸ナイトミュージアム実行委員会
19	文化交流課	ひらんの風コンサート実行委員会
20	建設課	平戸市西九州自動車道建設促進協議会
21	学校教育課	平戸市学校保健会
22	生涯学習課	平戸市体育協会
23		ひらどツデーウォーク大会実行委員会
24		ひらど市民大学運営委員会

準公金の現金を管理している団体一覧

担当部署		団体名称
25	北部公民館	コラスまつり実行委員会
26		北部地区健康まつり実行委員会
27		平戸市公民館連絡協議会
28	中部公民館	中部地区健康まつり実行委員会
29		平戸越南まつり実行委員会
30	南部公民館	南部地区健康まつり実行委員会
31		奥ひらど文化祭実行委員会
32	生月町中央公民館	生月町青少年健全育成町民会議
33		生月町体育振興会
34		いきつきロード大会実行委員会
35	田平町中央公民館	田平町文化協会
36		田平町青少年健全育成会
37		田平町体育振興会
38	大島村公民館	大島村体育振興会
39		大島村青少年健全育成会議
40		大島村盆踊振興会
41		大島村文化協会
42	消防本部	平戸市消防団
43		平戸市幼少年女性防火委員会
44	生月支所	生月町戦没者慰霊奉賛会
45		生月町地区衛生組織連合会
46	田平支所	田平町地区衛生組織連合会
47	大島支所	大島村地区衛生組織連合会

準公金以外の現金を管理している団体一覧

担当部署		団体名称
1	総務課	平戸北部中部地区区長連合協議会
2		平戸市愛のり交通活性化委員会
3		平戸市交通安全母の会平戸支部会
4	中部出張所	平戸市紐差地区区長会
5		平戸市獅子地区区長会
6		平戸市防犯組合獅子支部
7		平戸市紐差地区消防後援会
8		獅子地区消防後援会
9		平戸市中部地区自治振興会
10	南部出張所	南部地区区長連絡協議会
11	農業振興課	平戸市認定農業者協議会
12		平戸市認定農業者協議会平戸支部
13		全国農業新聞会計
14		平戸市農業者年金受給者協議会
15	農林整備課	平戸市緑化推進委員会
16	観光課	平戸市アルベルゴ・ディフーズ推進協議会
17	北部公民館	北部公民館使用団体連絡協議会
18	南部公民館	クリーンリサイクル南部市民会議
19		南部地区青少年健全育成連絡協議会
20	消防本部	平戸市危険物安全協会
21	生月支所	平戸地区交通安全協会生月支部
22	田平支所	田平つばき物産展実行委員会
23	大島支所	平戸地区交通安全協会大島支部